



秋田県公報

目 次

ページ

告示
保安林の指定の解除（二二・鹿角地域振興局農林部）……………1
大規模小売店舗の変更に関する意見（二三、二四・商工業振興課）……………1
大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出（二五・商工業振興課）……………2

秋田県告示第二二二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、
次の森林について保安林の指定を解除する。

平成十六年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

大規模小売店舗の新設日、施設等の変更に関する届出（二六・商工業振興課）…3
道路の供用開始（二七）二九・道路環境課）……………4
開発行為に関する工事の完了（三〇・仙北地域振興局建設部）……………5
開発行為に関する工事の完了（三一・雄勝地域振興局建設部）……………5
地方労働委員会告示
秋田県地方労働委員会のあつせん員候補者の氏名、歴歴等（三）……………5

告 示

鹿角市	郡 市	森 林 の 所 在 場 所	全 面 積			保 安 林 面 積	保 安 林 解 除
			面 積	見 込 み	見 込 み		
八幡平	大 字	地 番	台 (平方メートル)	帳 (ヘクタール)	見 込 み	保 安 林 面 積	保 安 林 解 除
鯨沢	字	十三の一	一六九、七〇五	一〇・〇〇〇〇	一・四〇〇〇	一・四〇〇〇	〇・〇五九九
						指定の目的	解除の理由
						なだれの危 険の防止	道路用地とする た め

（関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び鹿角地域振興局農林部並びに鹿角市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第二二二号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する意見について述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公表し、関係書類を縦覧に供する。

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
西馬音内ショッピングセンター
雄勝郡羽後町字南西馬音内二百十三番ほか
- 二 県の意見
意見なし
- 三 意見を述べた日
平成十六年一月六日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

羽後町役場 企画商工課

縦覧期間

平成十六年一月十三日から同年一月十三日まで

秋田県告示第二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公表し、関係書類を縦覧に供する。

平成十六年一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ五城目ショッピングセンター

南秋田郡五城目町大字上樋口字熊堂下四十八番一ほか

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十六年一月六日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

五城目町役場 商工観光課

(二) 縦覧期間 平成十六年一月十三日から同年一月十三日まで

秋田県告示第二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公表し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第一項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年一月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 株式会社タカヤナギ興産 代表取締役 高柳智史

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地 湯沢市田町二丁目三十六番地の二

(三) 変更した事項 タカヤナギ元清水店 湯沢市元清水二百七番一

(1) 大規模小売店舗の名称 タカヤナギ元清水店 湯沢インターチョッピングセンター

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 変更前 タカヤナギ興産 代表取締役 高柳智史

(3) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 変更後 タカヤナギ興産 代表取締役 高柳智史

株式会社タカヤナギ興産 代表取締役 高柳智史

株式会社タカヤナギ興産 代表取締役 高柳智史

大曲市川目字町東三十三番地

株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭侑

大曲市川目字町東三十六番地の二

株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭侑

大曲市川目字町東三十六番地の二

株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭侑

大曲市川目字町東三十三番地

株式会社竹野屋分店 代表取締役 軍司信幸

雄勝郡雄勝町下院内常磐町三番地

株式会社仁科 代表取締役 高橋一三

横手市寿町十一番地三十五号

株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳恭侑

大曲市川目字町東三十三番地

株式会社竹野屋分店 代表取締役 軍司信幸

雄勝郡雄勝町下院内常磐町三番地

(1) 変更の年月日	(2) 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗を設置する者	(3) 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗を設置する者
平成十六年六月十五日	株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈 東京都港区西新橋三丁目七一	株式会社高桑書店 代表取締役 高桑一男 南秋田郡天王町天王字上江川五十一番地二十八
平成十六年八月一十六日	テレコム三洋東京株式会社 代表取締役 杉本昭	広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十
(4) 変更する理由	(5) 変更する理由	(6) 変更する理由
大規模小売店舗において小売業を行う者	大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗を設置する者	大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗を設置する者
平成十六年六月十五日	平成十五年十二月二十五日	平成十六年六月十五日
平成十六年八月一十六日	平成十六年八月一十六日	平成十六年八月一十六日
(1) 縦覧場所	(2) 縦覧期間	(3) 縦覧期間
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室	湯沢市役所 商工観光課	湯沢市元清水二百七番一
平成十六年一月十三日から同年五月十三日まで	平成十六年一月十三日から同年五月十三日まで	平成十六年一月十三日
(4) 意見書の提出先	(5) 意見書に添付する書面に記載すべき事項	(6) 意見書に添付する書面に記載すべき事項
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課	意見を述べる者の氏名及び住所	意見を述べる者の氏名及び住所
湯沢市役所 商工観光課	意見の対象となる大規模小売店舗の名称	意見を述べる理由
平成十六年一月十三日	意見を述べる理由	意見を述べる理由
秋田県告示第二十六号		

(1) 変更の年月日	(2) 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗を設置する者	(3) 変更する理由
平成十六年一月十三日	株式会社タカヤナギ興産 代表取締役 高柳恭侑	大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
平成十六年一月十三日	湯沢市田町二丁目三十六番地の二	株式会社タカヤナギ興産 代表取締役 高柳恭侑
平成十六年一月十三日	湯沢インター・ショッピングセンター	大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 変更する事項	(5) 変更する事項	(6) 変更する事項
大規模小売店舗の店舗面積の合計	駐輪場の位置及び収容台数	荷さばき施設の位置及び面積
ア 変更前 千七百七十六平方メートル	イ 変更後 四千五百六十八平方メートル	ア 変更前 百四十九・五平方メートル
ア 変更前 五百一一台	イ 変更後 二百四十二台	イ 変更後 二百四十一台
ア 変更前 五百一台	イ 変更後 二百三十九台	ア 変更前 六十・六立方メートル
ア 変更前 六十・六立方メートル	イ 変更後 二百四十平方メートル	イ 変更後 三十八・〇立方メートル
(7) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	廃棄物等の保管施設の位置及び容量	小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時	ア 変更前 開店時刻 午前九時 閉店時刻 翌日午前零時	ア 変更前 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
イ 変更後 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時	イ 変更後 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時	イ 変更後 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時
株式会社高桑書店 開店時刻 午前十時 閉店時刻 翌日午前零時	株式会社大創産業 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時	株式会社大創産業 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時
テレコム三洋東京株式会社 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時		
来客が駐車場を利用することができる時間帯		

県に對し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成十六年一月十三日

秋田県知事 寺田典城

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに

一般国道	百七号	横手市赤坂字仁坂二二番五から一〇三番三 まで
道路の種類	路線名	区間

一 供用開始の区間

秋田県告示第二十七号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十六年一月十三日

四 意見書の提出先
(一) 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
(二) 縦覧期間
平成十六年一月十三日から同年五月十三日まで

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(一) 意見を述べる者の氏名及び住所
(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(三) 意見を述べる理由

三 関係書類の縦覧場所及び期間
(一) 縦覧場所
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
(二) 湯沢市役所 商工観光課
縦覧期間
平成十五年十二月二十五日

二 届出年月日
平成十五年十二月二十六日

(四) 変更する年月日
平成十六年八月二十六日

(五) 変更する理由
変更前 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更後 三か所
イ 变更後 四か所

ア 変更前 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで
イ 変更後 午前八時四十五分から翌日午前零時十五分まで

(8) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年一月十三日から同月二十六日まで

秋田県告示第二十八号

二 供用開始の期日 平成十六年一月十五日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年一月十三日から同月二十六日まで

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

県道	道路の種類	路線名	区間
横手東田利線	横手市赤坂字仁坂一 二三番六地先から平鹿郡平鹿町上吉田間内字中山一〇一〇番四まで		

二 供用開始の期日 平成十六年一月十五日
三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十六年一月十三日から同月二十六日まで

秋田県知事 寺 田 典 城

一 供用開始の区間

県道	道路の種類	路線名	区間
大館鷹巣線	北秋田郡鷹巣町栄字竹原岱九七番から字摩当四番地先まで		

秋田県告示第二十九号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十六年一月十三日

二 供用開始の期日 平成十六年一月十三日

湊 貴美男	昭和三十二年十月十七日	公益委員 弁護士	秋田市外旭川八幡田二丁目十七番十二号
赤坂 薫	昭和四十四年七月十七日	公益委員 弁護士	
長谷川 秀夫	昭和二十三年七月十日	秋田県連合会会長 秋田労働組合総連合会 労働者委員 日本労働組合總支部副執行 田筆頭顧問	
松江四郎	昭和十八年十月九日	秋田労働組合東北總支部副執行 委員長 N T T 労働組合東北總支部副執行 委員長 ジエイ・エイ・エム秋田執行委員	大曲市戸蒔字松ノ木百四十三番地 本荘市裏尾崎町六十番地二十一
阿部康夫	昭和二十五年五月六日	労働者委員 全日通労働組合秋田支 部執行委員長	
加賀谷 清克	昭和二十三年九月十四日	労働者委員 秋田県東北電力関連産業労働組合總連合会顧問 秋田県東北電力関連産業労働組合 総連合会長 ジエイ・エイ・エム秋田執行委員	
高橋庄四郎	昭和四十一年四月二十八日	労働者委員 ボートピア河辺労働組合書記長 秋田市桜三丁目四番八十号	
清水尚子	昭和十二年十一月十日	労働者委員 (社)秋田県経営者協会専 合書記長 日本労働組合総連合会秋田県連合 会女性委員会副委員長 秋田市将軍野南二丁目三番二十四号	
伊藤秀太郎	昭和六年二月十二日	使用者委員 (社)秋田文化出版株代表取 締役 秋田協同印刷株代表取締役 秋田市御所野元町五丁目十番十一号	
齋藤 隆	昭和九年七月二日	使用者委員 日本精機株代表取締役 秋田市寺内蛭根一丁目八番十号	
伊藤秀太郎	昭和二十三年一月十二日	使用者委員 秋田中央交通株常務取 締役 秋田市泉中央三丁目一番二十二号	
三浦 潔	昭和二十九年九月六日	使用者委員 秋田三菱自動車販売株 取締役社長 秋田市横森一丁目十八番十七号	
渡辺栄紀	昭和十八年十二月九日	使用者委員 秋田中央交通株取締役管理部長 秋田市保戸野鉄砲町七番七号	
井川恵男	昭和十九年八月二十一日	使用者委員 秋田三菱自動車販売株専務取締役 秋田市保戸野桜町十一番十五号	
山添雄美	昭和二十二年七月十四日	秋田県地方労働委員会事務局次長 秋田県地方労働委員会事務局審査課 長 秋田県地方労働委員会事務局調整課	秋田市下新城中野字街道端西八十九番地二 百二十二 秋田市泉北三丁目十一番二号

ページ	段	行	誤	正
				誤
平成十五年十二月十九日(千五百三十一号)	掲載の秋田県告示第千十五号(保安林 予定森林の指定通知)	(原稿誤り)		
五				
下				
七				
雄勝郡雄勝町下院内字山ノ	雄勝郡雄勝町上院内字山ノ			
田一三五の一四、一三六の	田一三五の一四、一三六の			
一、一三六の二、院内銀山	一、一三六の二、院内銀山			
町字野田ノ沢一、二、三	町字野田ノ沢一、二、三			

發行者
秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
一月三千五百円
購読料金

印 刷
者 所
秋田市山王七丁目五番二十九号
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 (862) 8766
FAX (863) 5000
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
原松繁雄